第１４号様式

船橋市施設等利用給付認定内容変更申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者（保護者）

住所

氏名

電話番号　　（　　）

施設等利用給付認定の内容について変更したいので、次のとおり申請します。

１．変更前の認定内容について（ 現在の認定内容をご記入ください。）

施設等利用給付認定番号																								
施設等利用給付認定保護者	住所　〒																							

船橋市施設等利用給付認定の変更申請に関する確認事項

※以下の確認事項をよくお読みの上、ご申請ください。

	給付認定の確認事項	チェック欄
1	認可外保育施設や幼稚園の一時預かり事業等を利用する方が無償化を受けるためには、2号・3号での給付認定を受ける必要がありますので、申請の際には「保育を必要とする事由」を確認します。	□
2	変更申請の可否結果は文書で通知します。書類の内容不備などにより認定できない方に対しては、その理由を添えた書面をお送りします。	□
3	給付認定（2号･3号）の有効期間は「保育を必要とする事由」により異なります。認定期間が終了した場合、私学助成幼稚園の利用者様につきましては1号認定に切り替わります。	□
4	給付認定の申請は必ず施設のご利用開始前に行ってください。事前に認定を受けていなかった場合、有効な認定がなされるまでの間、無償化の対象外となります。	□
5	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	□
6	妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前２か月（多胎妊娠の場合のみ前４か月）から、出産後５６日目を迎えた月の末日までとなります。引き続き認定を受けるためには、別の事由が必要となります。	□
7	育児休業（休暇）明けで、就労の要件で申請する場合、復職日により認定可能月が異なります。就労証明書の「育児休業期間」記入欄に記入してもらうか、勤務先から育児休業（休暇）証明書を取得してください。	□
8	給付認定事務において必要となる場合、個人番号（マイナンバー）等により該当年度の市区町村民税の課税情報を取得することがあります。他にも、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 【連携機関・資料の例】※他市区町村を含む 戸籍住民課（戸籍、住民票）、生活支援課（生活保護証明書）等	□
9	施設等利用費の認定、支給、施設利用情報等について、庁内他部署・官公署・施設・事業者と相互に情報共有することがあります。	□
10	認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	□

給付認定の申請にあたり、申請書の提出をもって上記事項に同意があったものとみなします。